

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（本則関係）	1
○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（附則第四条関係）	15

改 正 案

現 行

<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万百円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるもの</p>	<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万四千百円</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるもの</p>
---	---

をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万百円

四・五 (略)

をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万四千百円

四・五 (略)

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合は、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合は、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育（同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合は、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合は、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育（同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育(同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育(同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特

別利用教育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

別利用教育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千元」と、同項第四号中「三千元」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育（同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二（略）

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万百円

四・五（略）

2・3（略）

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育（同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一・二（略）

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万四千百円

四・五（略）

2・3（略）

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあつては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間

保護者にあつては、一万九千三百円」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(施設型給付費等負担対象額の算定方法)

第二十三条 (削る)

(削る)

施設型給付費等負担対象額(法第六十六条の二第一項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下同じ。)は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 九 (略)

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三

認定保護者にあつては、一万九千三百円」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 九 (略)

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三

十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）、特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。）、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に関しての前条の規定の適用については、同条各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に関しての前条の規定の適用については、同条各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする。

（法第六十六条の二第一項の政令で定める割合）

十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）、特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。）、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に関しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に関しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする。

第二十四条の二 法第六十六条の二第一項の政令で定める割合は、千分の五十七・五とする。

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十四条の三 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額(法第六十六条の二第一項に規定する拠出金充当額をいう。次項において同じ。)を控除した額の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担する。

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の二・九とする。

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

(新設)

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の二・三とする。

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

法第六十五条 第二号	支給	支給並びに委託費の支払
法第六十六条 の二第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号） 附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
法第六十七条 第一項及び第 六十八条第一 項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定に係る技術的読替え)

第七条 前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十六条の二第一項、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「の合算額」とあるのは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に

法第六十五条 第二号	支給	支給並びに委託費の支払
法第六十七条 第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号） 附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
法第六十八条 第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定に係る技術的読替え)

第七条 前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「の合算額」とあるのは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額と

要する費用の額との合算額」とする。

(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第十八条 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八條第一項の規定については、同条中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで、第七号及び第九号」と、「合算額」とあるのは「合算額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)」と、同条第一号中「法第二十七條第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「第四条、第十四条又は」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条又は附則第十四条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める額を控除した額を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同条第二号中「第二十八條第二項第一号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と、「第五条、第十四条又は」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則

の合算額」とする。

(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第十八条 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八條第一項の規定については、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで、第七号及び第九号」と、「合算額」とあるのは「合算額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)」と、同項第一号中「法第二十七條第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「第四条、第十四条又は」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十四条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める額を控除した額を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第二号中「第二十八條第二項第一号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と、「第五条、第十四条又は」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条、附則第十七条において準用する第十四条又

第十七条の二において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同条第三号中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「第六条、第十四条又は」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同条第七号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「第十一条、第十四条又は」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基

は附則第十七条の二において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第三号中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「第六条、第十四条又は」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第七号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「第十一条、第十四条又は」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定

準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同条第九号中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「第十三条から第十四条の二まで」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」とする。

2 前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「法第二十八条第二項第一号」とあるのは「同項第二号イ(1)」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、」とあるのは「同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三号の市町村が定める額、」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同条各号」とあるのは「同条第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」と、同条第二項中「同

める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第九号中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「第十三条から第十四条の二まで」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条、附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」とする。

2 前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「法第二十八条第二項第一号」とあるのは「同項第二号イ(1)」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、」とあるのは「同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三号の市町村が定める額、」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同条各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」と、同条第二項中「同

「条各号」とあるのは「同条第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」とする。

(法附則第十四条第三項の国の補助)

第二十条 法附則第十四条第三項の規定による国の補助は、各年度において同条第一項に規定する特定市町村又は同条第二項に規定する事業実施市町村が行う同条第一項に規定する保育充実事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。

「項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」とする。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）</p> <p>第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第一項の規定による交付金（第六十条第三項において「子どものための教育・保育給付交付金」という。）及びこれに関する諸費に要する経費の交付に関する事務</p> <p>ハ 子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付及び同法第五十九条の二第一項の規定による補助金の交付に関する事務</p> <p>ニ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げ</p>	<p>（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）</p> <p>第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務 内閣総理大臣</p> <p>イ 児童手当交付金の交付に関する事務</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付及び同法第五十九条の二第一項の規定による補助金の交付に関する事務</p> <p>ハ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げ</p>

る事務を除く。）

二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号ニの事務を行うに当たっては、年金特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

3 (略)

(子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足)

第六十条 (略)

2 (略)

3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が

る事務を除く。）

二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号ハの事務を行うに当たっては、年金特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

3 第一項各号に掲げる事務以外の年金特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところにより厚生労働大臣が行い、その他のものは厚生労働大臣が行うものとする。

(子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足)

第六十条 (略)

2 (略)

3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が

年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法

年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金、仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの
拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)と、「事務」とある
のは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「児
童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十三年度におけ
る子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定
する被用者に係る子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援
事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業
費」とする。

(年金特別会計における所管大臣の所掌区分等の特例)

第十四条の四 法附則第三十一条の六の規定により一般会計から年金特別
会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れる場合における第五十六条の
二第一項第一号の規定の適用については、同号口中「交付に」とある
のは、「交付並びに同法附則第十四条第三項の規定による補助金の交付
に」とする。

(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの
拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)と、「事務」とある
のは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「並
びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあ
るのは「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別
措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金
並びに子ども・子育て支援交付金、仕事・子育て両立支援事業費及び児
童育成事業費」とする。

(新設)